



令和8年度 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞表彰

「障害者雇用優良事業所」及び 「優秀勤労障害者」候補を 公募します！

趣旨

当機構では、毎年9月を「障害者雇用支援月間」として、障害者を積極的に雇用し、かつ、障害者の雇用の促進及び職業の安定に貢献した事業所(以下、「障害者優良事業所」といいます。)及び障害を克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛される障害者(以下、「優秀勤労障害者」といいます。)に対して、その努力と功績を称える「障がい者優良事業所等表彰」を実施しております。

青森支部では、この表彰を広く皆さんに周知することにより、障害者雇用の促進と職業の安定につなげたいと考えております。

事業主、人事担当者のみなさま

誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいる会社や、障害を克服し職業人として活躍されている障害者の方をご推薦ください！



【応募締切】
令和8年3月31日(火)
【応募方法】
応募用紙をダウンロードし、
必要事項を記入のうえ、応募
先へ持参、郵送(簡易書留等
の記録が残る方法)、または
メール

<お問い合わせ・ご応募先>

※詳しくは裏面、もしくは機構ホームページおよび
二次元コードからご覧ください。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
青森支部 高齢・障害者業務課

〒030-0822 青森市中央3-20-2

TEL:017-721-2125 FAX:017-721-2127

E-mail:aomori-kosyo@jeed.go.jp

JEED青森支部

検索



【応募要件】

1. 機構理事長努力賞 障害者雇用優良事業所

青森県内における事業所(国、地方公共団体、及び障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第6項に規定する特殊法人を除く)で、次の(イ)・(ロ)のいずれにも該当する事業所。

(イ) 障害の種類及び程度に応じた職務配置、職場改善等を行うことにより障害者の採用及び職場定着に積極的に努力している。

(ロ) 当該事業所の属する企業が、令和8年6月1日時点で障害者の法定雇用率(2.5%)を達成している。

※ 過去に厚生労働大臣、青森県知事、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長から同種の表彰を受賞された事業所を除きます。

※ 選考においては、労務管理の適否、自らの責任による労働災害の有無、労働関係法令違反の有無等、優良事業所にふさわしい要件についても併せて考慮するものとします。

2. 機構理事長努力賞 優秀勤労障害者

(イ) 青森県内における事業所に雇用されている障害者で、その障害を克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛されている方。

(ロ) 同一事業所での勤続年数が3年以上の方。

※ 過去に厚生労働大臣、青森県知事、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長から同種の表彰を受賞された方を除きます。

※ 同一事業所での応募は1名までとします。

※ 国、地方公共団体及び特殊法人(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第6項に規定する特殊法人をいう。)を除く事業所等に雇用されていて、かつ障害者雇用率制度上の常用労働者に該当する障害者。ただし、就労継続支援A型事業所の障害福祉サービス利用者は除きます。

※ 応募にあたっては、障害者ご本人の同意が必要となります。



【選考方法】

推薦については、当支部からヒアリングを実施させていただいたうえで、推薦候補を決定させていただきます。

なお、全国の各都道府県支部より推薦された「障害者雇用優良事業所」及び「優秀勤労障害者」から、当機構本部において審査をおこない、最終的に受賞者を決定いたしますので、当機構本部への推薦が受賞の決定を意味するものではないことにご留意ください。

審査結果につきましては、当機構本部の審査終了後、当支部を通じてご連絡いたします。



【留意事項】

- ご応募いただいた方の個人情報につきましては、障害者雇用優良事業所等表彰の審査・連絡に限り利用させていただきます。ただし、ご了承をいただいたうえで、障害者雇用事例リファレンスサービスや職場改善好事例等の障害者雇用支援業務に活用させていただく場合があります。
- 受賞が決定した場合、「障害者雇用優良事業所」の場合は団体名を、「優秀勤労障害者」の場合は所属先の団体名と個人名を公表することといたしますので、ご了承ください。
- 「優秀勤労障害者」の応募には、勤務している事業所からの推薦が必要となります。
対象者の方(障害者本人)に直接連絡することはありません。
- 勤続年数は、令和8年6月1日を基準日として算定します(月数未満は切り捨て)。
なお、対象となる方が、定年を迎えた後「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者雇用確保措置により再雇用されている方である場合は、定年前の勤続年数に再雇用での勤続年数を通算します。
- 採用後に障害を有することになった者を対象者にする場合、勤続年数は障害者手帳等の交付日を起算日として算定します。
- 就労継続支援A型事業所の利用者は表彰対象となりません。ただし、就労継続支援A型事業所を運営する法人に「法人職員」として雇用されている方は対象となります。